政府統計

事業所の皆さまへ

令和５年　毎月勤労統計調査
特別調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省
都 道 府 県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事がらについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者５人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用､給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者１～４人の事業所を対象に年１回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省　調査区の指定

↓

統計調査員

＜準備のための調査＞
調査区内の最新の事業所名簿を作成
（事業活動の内容、労働者数などを
お尋ねします）。

↓

統計調査員

調査区内の常用労働者数が１～４人の全ての事業所に対して
　常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
　家族労働者であるかどうかの別、年齢、
　勤続年数、出勤日数、１日の実労働時間数、
　きまって支給する現金給与額、
　年間の特別給与額
について調査いたします。

↓

厚生労働省　統計作成

Q　基幹統計調査とは？

A　国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりませんが、一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。
国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当
〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
ＴＥＬ03-5253-1111（調査の実務に関すること）内線7631、7605
（調査の企画に関すること）内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査（特別調査）　https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html